

議案第63号

葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年 9 月 14 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会委員長の報酬に係る規定を削るほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葛飾区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削る。

別表中

「

教育委員会委員長	月額 279,000円
同 委員	同 223,000円

」を

「

教育委員会委員	月額 223,000円
---------	-------------

」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正前の葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。